

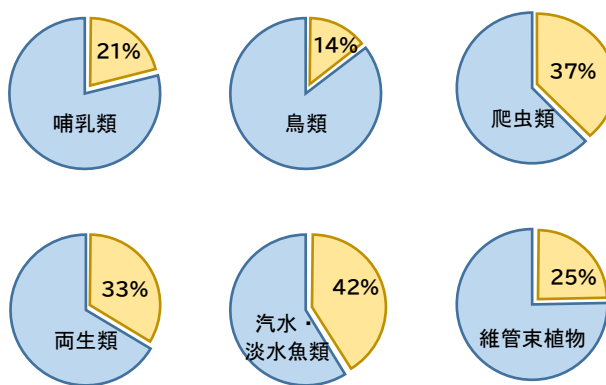
3. 4. 環境の現状及び社会情勢

国内の環境の現状

生物多様性の危機

生物多様性は、森林の伐採や河川の改修等の人間活動によるもの、里山等の自然の手入れ不足による生態系への影響、外来種の日本への持ち込みによる生態系のかく乱、地球環境の変化等、様々な要因により危機に瀕しております。

これらの危機に対し、国や世界規模で様々な対策が講じられていますが、生物種の絶滅や生息・生育地域の縮小をはじめとして、生物多様性の危機は依然として進行しており、対策が求められています。



(出典：環境省HP)

図 絶滅の恐れのある日本の野生生物

資源循環

国内では、平成 12（2000）年の循環型社会形成推進基本法制定に伴い、資源循環型社会の形成が進みました。

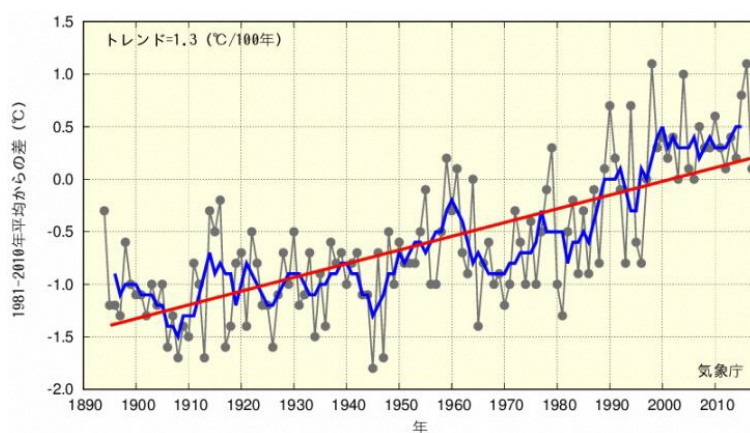
しかし、近年では、ライフサイクル全体での徹底的な「資源循環」を目指すため、分別とリサイクルの継続と 2R（発生抑制・再使用）を意識した取り組みや、「第 4 次循環型社会形成推進基本計画」において、家庭系食品ロスの削減目標を『2030 年までに半減（2000 年比）』することが明記される等、新しい課題や取り組みも見られるようになっていきます。

地球規模でみた環境の現状

気温の上昇

滋賀県内において、さまざまな要因により気温の上昇が見られます。彦根地方気象台の観測によると、1894 年以降、100 年あたり約 1.3℃のペースで平均気温が上昇しています。

平成 25 (2013) 年に公表された国連気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第 5 次報告書には、1880 年から 2012 年までの世界平均地上気温は 0.85℃上昇しており、温暖化は「疑う余地がない」ということが示されています。



(出典：気象庁HP)

図 年平均気温の変化 (彦根地方気象台の観測結果に基づく)

プラスチックごみ等による海洋汚染

マイクロプラスチックを含む海洋ごみによる海洋汚染、人為的な水銀排出や難分解・高蓄積性の有害化学物質による地球規模の汚染が深刻化しており、水、大気、食物連鎖等を通じた健康影響や生態系への影響が懸念されています。

※プラスチックごみによる汚染は琵琶湖でも同様で、令和元年に実施された湖底ごみの調査では、プラスチックごみの割合は体積比で 74.5%となっており、湖底ごみにプラスチックごみが多いことが明らかになっています。

(写真) 疑似餌を飲み込んだ琵琶湖のフナの写真等

これからより深刻化すると予測される課題

市域における高齢化の進展と人口減少による環境への影響

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、草津市においては、総人口は、令和 17（2035）年ごろまでは微増するものの令和 22（2040）年ごろに減少局面に入ると予測されています。年齢構成では、今後、高齢化率が上昇し、令和 32（2050）年には 30%に達すると予測されています。

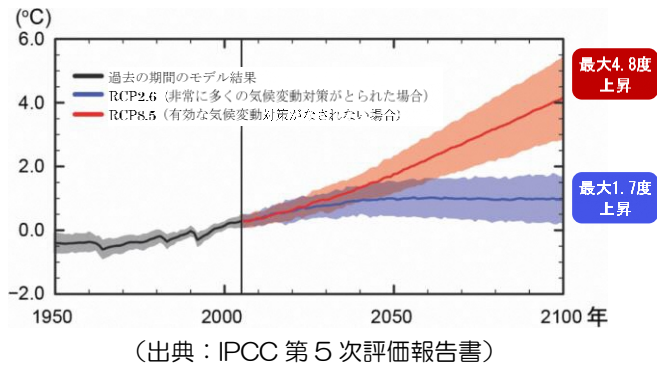
若年人口や生産年齢人口の減少は、例えば、農業や漁業の担い手の減少を生じさせ、環境面では、農地や漁場にける生物の良好な生息環境への影響が懸念されます。

その他、人口減少によって増加する空き家や空き店舗等、処理責任が不明確な廃棄物が増加することも懸念されます。

地球規模でより深刻となる気温上昇

地球温暖化への有効な対策がなされず二酸化炭素の排出が続けば、今世紀末までに気温が最大約 4.8 度上昇すると予測されています。

特に北半球の極地など、地域によっては 10 度を超える上昇が起こる可能性があります。



地球温暖化は、気象災害の発生、健康への影響、生態系や食料等への影響など様々な分野で影響をもたらします。また、気温や降水量が変わることで、感染症を媒介する動物が増えたり、分布が広がったりする可能性もあります。



生活様式の変化

新型コロナウイルス感染症の日本での拡大を受けて、政府では、感染拡大防止のために、「新しい生活様式」が推奨されるようになり、テレワークや時差出勤の推奨による働き方の変化、通信販売による購買や 1 人または少人数での買い物行動の推奨による日常生活の変化、対人距離をとることの推奨による余暇時間の変化など、市民の生活様式に大きな変化が生じることが予測されます。

感染症対策として物理的距離を保ちながら、環境活動を含めた新しい形でのコミュニティ活動の重要性が高まると考えられるとともに、新しい在り方を模索する必要があります。

コラム 地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）

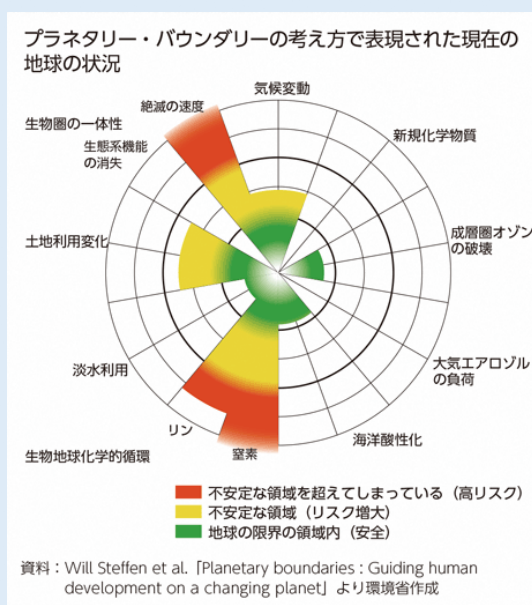
人間の活動が地球システムに及ぼす影響を客観的に評価する方法の一つに、地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）という考え方があります。

地球の限界は、人間が地球システムの機能に 9 種類の変化を引き起こしているという考えに基づいています。（右図）

この 9 種類の変化が、人間が安全に活動できる範囲にとどまれば、人間社会は発展しますが、境界を越えることがあれば、人間が依存する自然資源に対して回復不可能な変化を引き起こされます。

生物地球化学的循環、生物圏の一体性、土地利用変化、気候変動については、人間が地球に与えている影響とそれに伴うリスクが既に顕在化しており、人間が安全に活動できる範囲を越えるレベルに達していると分析されています。

（出典：環境省 平成 29 年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書）



3.5. 国際的な動き

〔1〕 パリ協定

温室効果ガスの累積排出量が気候変動の原因となること、また気候変動による深刻な被害（自然災害等）が発生することを回避するため、今世紀中の脱炭素化が必要であるとされ、2015年12月にパリで開催された第21回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、2020年以降の温室効果ガス排出削減のための国際的な枠組を定めたパリ協定が採択され、2016年11月4日に発効しました。

パリ協定は、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすることを目的としており、温室効果ガスの削減と、適応能力の拡充を目標としています。

〔2〕 SDGs(Sustainable Development Goals)

平成27年（2015年）9月に開催された国連総会において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

これは、平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標として、17の目標とそれに付随する169のターゲットから構成されており、「経済・社会・環境」の3つの側面を統合的に解決する考え方を謳っており、先進国を含めた国際社会全体が、将来にわたり持続可能な発展ができるよう、それぞれの課題に取り組むことが必要であるとされています。

SDGsでは気候変動をはじめ、環境に関する項目が多く含まれており、本計画の施策を推進していくことでSDGsの実現につながるものです。

（出典：農林水産省HPほか）

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3. 6. 国の環境政策

〔1〕第五次環境基本計画

平成 30（2018）年 4 月に閣議決定された第五次環境基本計画では、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方を活用しながら、環境の課題、経済の課題、社会の課題を「同時解決」して将来にわたって質の高い生活をもたらすことを目指しています。

また、目指すべき社会の姿として、地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完して支え合う持続可能な循環共生型の社会（「地域循環共生圏」）を提唱しています。

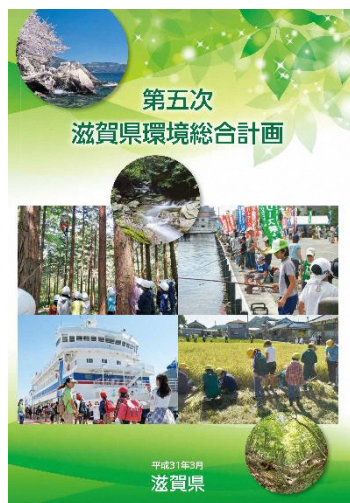
※環境、経済、社会の課題として、それぞれ以下のような課題を例示しています。

- 【環境の課題】 温室効果ガスの大幅排出削減、資源の有効活用、森林・里地里山の荒廃、野生鳥獣被害など
- 【経済の課題】 地域経済の疲弊、新興国との国際競争、技術革新への対応など
- 【社会の課題】 少子高齢化・人口減少、働き方改革、大規模災害への備えなど

3. 7. 県の環境政策

県では、目標を令和 12（2030）年とする長期ビジョンとして、県が持続可能に発展するための道筋や施策等を示す「持続可能な滋賀社会ビジョン」を平成 20（2008）年 3 月に策定していることに加え、「第五次滋賀県環境総合計画」を平成 31（2019）年 3 月に策定しています。

「第五次滋賀県環境総合計画」では、計画の目標を「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築」として定めて、分野をまたいだより一層の連携によって、施策・取組の相乗効果を高めて課題の同時解決につなげることを目指しています。



第4章 めざす環境像と基本方針

4.1. めざす環境像

本市では、草津市環境基本条例の定める基本理念を踏まえて、草津市が目指す環境像を次の通り掲げ、環境分野の取組の側面から経済・社会の課題についても取り組み、持続可能なまちづくりの実現に向けた取組を進めていきます。

めざす
環境像

人とひと 人と自然が織りなす
琵琶湖に開かれた環境文化都市 くさつ

くさつ環境文化

第1次と第2次の計画期間を通じて紡がれた多様な環境文化の糸が、協働を基軸としたまちづくりが進む中で縦横に編み織られて彩りを成し、“くさつ環境文化”としての輝きを見せています。“くさつ環境文化”は、琵琶湖に見守られたこの地でこそ生まれる固有の光彩・優れた価値です。

草津市環境基本条例第3条基本理念

第3条 健全で快適な環境の確保は、何よりも優先して、次の基本理念により推進するものとする。

- (1) 自然の摂理の下に自然と人間との健全な調和、共生を図るために、自然環境を保全し、創造を図りつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる地域環境文化を育て、環境保全型社会の実現を目指すこと。
- (2) 環境を構成する大地、大気、水その他のものの資源としての重要性と有限性を認識し、現在の市民から将来の市民へ継承されるよう、社会経済活動を通じて、省資源、省エネルギーの徹底、リサイクルの促進、効率化を図ることにより、循環型社会を構築すること。
- (3) すべての市民が健全で、快適な環境を享受することができるよう、市、市民および事業者がそれぞれの責務を自覚し、自らの行動や事業活動を環境面から見直し、環境保全にかかわる活動に参加し、ともにその実現を図ること。
- (4) 心の豊かさを高める市民文化を創造し、および発展させるために、市、市民および事業者がそれぞれの責務を認識し、歴史的環境、文化的遺産等の保全を図ること。
- (5) 地球環境の保全が人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で、極めて重要であることから、地球環境の保全を自らの問題としてとらえ、地球環境の保全に貢献すること。

■ 私たちが第3次草津市環境基本計画を進めていくための基本的な考え方

私たちは、直面する環境課題と、これからより深刻化すると予測される環境課題に対して、第2次草津市環境基本計画からの施策を継続して取り組むとともに、環境に経済・社会とのつながりの観点を加え、(1)環境・経済・社会の統合的な向上、(2)持続可能な地域資源の活用、(3)多様な主体との協働の3点を柱として取り組んでいきます。

<計画策定のポイント>

(1) 環境・経済・社会の統合的な向上

- 環境施策の多面的な広がりや繋がりを推進することで、環境・経済・社会課題を同時解決させ、統合的な向上を目指していきます。

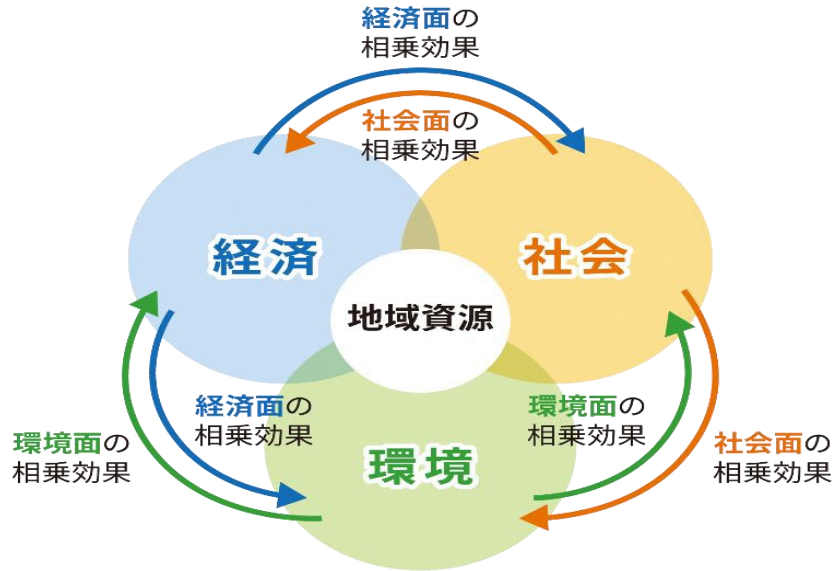
(2) 持続可能な地域資源の活用

- 今ある自然、産業、歴史、文化、食、エネルギーなどの地域資源を活用、保全し、未来へ引き継ぎます。

(3) 多様な主体との協働

- 市民・事業者・行政など、すべての行動主体の行いが交わる中で「環境文化」を紡ぎ出し、醸成していきます。

持続可能な社会の実現 = 環境文化の醸成



市民、事業者行政が
協働で取り組みます

4. 2. 基本方針

草津市では、「めざす環境像」の実現を以下 6 つの基本方針のもとで図っていきます。

1 環境について学び行動できる地域社会づくり

生涯を通じて誰もが環境について豊かに学び行動できる地域社会づくりを進めて、未来に“くさつ環境文化”を伝えていきます。

写真を掲載予定

2 気候変動への対策(緩和と適応)

省エネ・省 CO₂ の推進と再生可能エネルギーの利用促進を図りながら、脱炭素社会への転換を進めていきます。

また、気候変動による影響を想定し、影響の軽減を図る「適応」の施策を推進します。

写真を掲載予定

3 資源循環型社会の構築

廃棄物の発生抑制・資源化・適正処理に努めて、資源循環型社会の構築を図っていきます。

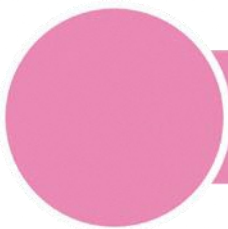
写真を掲載予定



4 自然とともに生活する環境づくり

市民が自然とふれあうための活動を推進し、自然とともに生活する環境をつくっていきます。

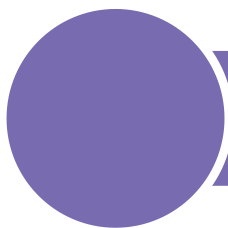
写真を掲載予定



5 健全な生活環境の保全

事業所等への適切な指導や啓発を通じて、環境汚染等の未然防止に努めます。また、市民からの生活環境に関する相談を通し、市民・事業所等が環境負荷の低減を図られるよう推進します。

写真を掲載予定



6 うるおい豊かな快適環境づくり

公園・緑地の整備や歴史・文化資源の保全と活用および良好な景観の創出を目指し、市民・事業者と協働でまちに“うるおい”をつくっていきます。

写真を掲載予定

4.3. 環境づくり行動の原則「協働」

環境づくり行動は、これまでと同様に草津市の地域特性を生かしつつ、市民・地域、事業者、行政がそれぞれに担う役割を果たし、互いに連携・協力・交流する「協働」を原則とします。

それぞれの主体は、現在目の前にある環境問題に取り組んでいくとともに、将来予測される課題にも目を向け、次の世代により良い環境を引き継ぐための取組を心がけていきます。

また、本計画で取り組んでいく、環境、経済、社会の統合的な向上のためには、これまで以上に様々な場面での協働を進めていくことが大切です。

第5章 環境文化を高める取組

5.1. リーディング事業（施策展開の着目点）

第2次草津市環境基本計画では、市域全体をエコミュージアムの地域として位置付け、草津市全体のエコミュージアムの取組を推進し、発信してきました。

第3次草津市環境基本計画では、個々の地域資源（自然・文化・食・歴史・産業等）を生かした環境学習等の事業のみならず、地域資源と地域資源、地域資源と多様な主体が多面的な繋がりを持ち、環境施策と経済・社会活動から相乗効果が生み出されることによって、「エコミュージアム」の展開をさらに充実させていきます。

※「エコミュージアム」とは、地域の自然的・文化的環境を、市民参加と協働のもとで研究・保存・活用していくという考え方であり、地域の持続的発展に結びつく実践活動を言います。その分野はさまざまで、「自然」、「文化」、「食」、「歴史」、「環境活動」、「産業」など多岐にわたります。

〈エコミュージアムの取組〉

- ◇ 第2次草津市環境基本計画の取組同様に、市民・地域、事業者、行政の連携を加速させ、エコミュージアムの考え方を踏まえた草津市の環境学習を総合的に企画・提供し、また、地域の資源を生かした学習プログラムの充実・開発や学習の場づくりを推進します。
- ◇ また、市民が主体的に学ぶための学習の場や市民や団体などが交流・行動できる場、機会の創出を推進します。
- ◇ さらに、これまでの取組をより発展させるために、個々の地域資源（自然・文化・食・歴史・産業等）を生かした環境学習等の事業のみならず、地域資源と地域資源、地域資源と多様な主体が多面的な繋がりを持ち、環境施策と経済・社会活動から相乗効果が生み出される先進的な取組を創出していきます。

環境絵図

将来的な姿

ex.) 高齢者の活動の場 (屋根のない福祉)

将来的な姿

将来的な姿

将来的な姿

ex.) 農家レストランを通じて健幸づくり



5. 2. 施策の体系

基本方針のもとで、以下の施策体系による具体的な取組の展開を図っていきます。



5.3. 基本方針ごとの施策



1 環境について学び行動できる地域社会づくり



草津市では、持続可能な地域社会の実現に向け**た環境学習の展開を総合的に進めています。**

環境学習の目的や意義について**市民**共通の認識をつくりながら、家庭・学校・職場など様々な場面で、生涯を通じて誰もが環境について**学び行動**できる地域社会づくりを進めて、未来に“くさつ環境文化”を伝えていきます。

達成目標

達成目標

施 策

[1] 環境学習・環境意識が深まる情報の提供

- 市民一人ひとりが環境について「自分ごと」として捉えられるよう、環境に関する情報発信を行います。

〈取組事例〉

- 環境学習に関する情報、環境に係る市民生活や行動に関する情報の発信
 - 市内の環境学習に関する情報発信
 - 国内外の情報など、環境保全活動等の参考となるような環境情報の提供
 - ホームページやSNSを通じた、環境保全活動に関する事例の紹介
 - 環境活動に取り組む団体等の情報提供
 - 環境白書「くさつの環境」の充実と活用
 - 環境に係る基礎情報の継続的な調査と把握
- 環境への意識を高める場や機会の提供
 - 環境イベント、フォーラム、展示会等の開催
 - パンフレットやハンドブック等の作成と配布による環境意識の醸成等

[2] 学びを行動につなげる環境学習の推進

- 市域の地域資源を生かした「エコミュージアム」の取組を展開し、子どもから大人まであらゆる世代が互いに学びあい行動の輪を拡げていけるよう、環境学習の充実を行います。
- 草津市の環境に係る調査研究を環境学習において活用するとともに、学びが行動に結びつくよう取組を進めます。

〈取組事例〉

- 環境学習機会の提供
 - ・ 里山、湖岸、自然公園などの環境学習の場としての活用
 - ・ 市民、事業者等連携した環境学習の充実 等
- 学びを行動につなげる環境教育・学習の内容の充実
 - ・ 幼児期からの環境学習の充実
 - ・ 学校教育における環境教育の充実
 - ・ 地域資源を生かした環境学習の充実
 - ・ 環境学習等の貸出教材の充実 等

[3] 環境活動の支援・人づくり

- 環境のために行動する人づくりを進め、多様な主体による環境行動活動を支援するとともに、各主体が「交流」「連携」「協力」し、相乗効果をもたらすよう取組を進めます。

〈取組事例〉

- 多様な主体の環境活動の支援の充実
 - ・ 多様な主体のネットワークづくり 等
- リーダー、コーディネーターの支援や市民、団体、事業者への協力、支援
 - ・ 環境学習を推進するリーダーおよびコーディネーター等の支援
 - ・ 環境学習を行う団体および環境活動団体等への協力、支援
 - ・ 事業所等における環境学習の協力、支援 等

各主体の役割

市民・ 地域

- 日頃から環境に興味、関心を持つことを心がけます。
- 様々な環境学習、啓発イベント等に主体的に参加し、学んだことを日々の生活に生かしていきます。
- 地域資源を生かした多様な環境学習活動を進めます。

事業者

- 事業所内において、環境づくりについての啓発を進め、従業員の家庭においても率先して取り組みます。
- 地域の環境を大切にするため地域と連携した社会貢献活動に取り組みます。
- 行政が取り組む環境学習に、積極的に協力します。

行政

- 市民、事業者、団体等との連携を加速させ、環境学習の充実を図ります。
- 市民、事業者、団体等の交流の機会を提供します。



2 気候変動への対策(緩和と適応)

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



「愛する地球のために約束する草津市条例（温暖化防止条例）」のもと、「草津市地球温暖化対策実行計画」において諸施策を実施しています。

地球温暖化対策についての市民の理解の促進を図るとともに、まちと暮らしの各般における環境配慮、省エネ・省 CO2 の推進と再生可能エネルギーの利用促進を図りながら、脱炭素社会への転換を進めていきます。また、気候変動による影響を想定し、影響の軽減を図る「適応」の施策を推進します。

関連計画：草津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

達成目標

達成目標

施 策

[1] 環境負荷の小さいライフスタイル・ワークスタイルの推進

- 市民、事業者、団体等それぞれにおいて、省エネ製品の購入や節電など、省エネ行動を実践することができるよう、環境にやさしい週間（7月1日を含む一週間）や地球温暖化防止月間（12月）を中心とした啓発活動の実施や支援を行い、意識と行動の転換を促します。

〈取組事例〉

- 温室効果ガスの排出抑制等の取組（緩和策）
 - ・ 日常的な省エネルギー行動の推進
 - ・ 地産地消など輸送による温室効果ガス排出の少ない消費の推進
 - ・ 公共交通機関の利用促進
 - ・ 徒歩や自転車通勤の促進
 - ・ 緑化の推進 等

[2] 省エネルギー対策および再生可能エネルギーの利用

- 省エネルギー対策を進めるとともに、太陽光などの再生可能エネルギーの普及啓発やエネルギーの有効活用を推進します。

〈取組事例〉

- 省エネルギー対策および再生可能エネルギー利用の推進
 - ・ 日常的な省エネルギー行動の推進
 - ・ 住宅や施設の省エネ化、省エネルギー機器、設備への入れ換え促進
 - ・ エネルギーの見える化（HEMS等）による省エネルギー対策の推進
 - ・ 太陽光発電等の再生可能エネルギーの利用促進 等

[3] 適応策の推進

- 気候変動の影響に備える「適応策」を推進します。

〈取組事例〉

- 気候変動の影響に備える「適応策」の取組
 - ・ 「適応策」の認知度向上を図る普及啓発
 - ・ ハザードマップや避難経路、避難場所の確認など災害に関する対策
 - ・ 河川や農業用水路の対策
 - ・ 熱中症や感染症など健康に関する対策
 - ・ 自然環境に関する対策

各主体の役割

市民・地域

- 環境負荷の少ない、**ライフスタイル・ワークスタイル**を実践します。
- 自家用車の利用を控え、公共交通機関や自転車を利用します。
- 地場産の農産物や水産物等を購入します。
- **気候変動の影響に備えるための情報を収集します。**

事業者

- 「愛する地球のために約束する協定」を締結します。
- 省エネルギー対策、再生可能エネルギー利用、緑化推進を行います。
- 環境配慮型の製品の研究や開発、**利用を進めます。**
- 通勤時等における**自動車の利用を減らします。**
- **気候変動の影響に備えるための情報を収集するとともに対策を実施します。**

行政

- 「愛する地球のために約束する協定」の普及を進め、協定締結者を増やします。
- 様々な主体が**自主的に取り組むための制度、仕組みづくりをはじめ情報提供を行うとともに、自主的な取組を促すネットワークの拡充を図ります。**
- 公共交通機関の利便性向上に努めます。
- 地産地消の仕組みの構築などにより農業等の振興を図ります。
- **新たな環境ビジネスの展開を支援します。**
- 公共施設等における**省エネルギー対策、再生可能エネルギーの利用等を推進**します。
- **気候変動の影響に備えるための情報を収集し、提供するとともに対策を実施**します。



3 資源循環型社会の構築



廃棄物問題が都市の重要な課題となるなか、市民、地域、事業者によるリサイクルの促進などごみ減量・資源化を図るとともに、廃棄物の適正処理を行っています。

資源の有効活用についての啓発・指導等を積極的に行い、廃棄物の発生抑制・資源化による資源循環型社会の構築を図っていきます。

関連計画：草津市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

達成目標

達成目標

施 策

[1] ごみの発生抑制・資源化の推進

- ごみの減量（Reduce）・資源の再利用（Reuse）・再資源化（Recycle）の3R活動により、ごみの発生抑制と資源化の推進を図ります。

〈取組事例〉

- **ごみの発生抑制と再利用の推進**
 - 家庭や事業所から発生する食品ロスの削減
 - 事業所の流通過程から発生するプラスチック等の廃棄物の発生抑制の推進
 - フリーマーケットなどリユースの取り組みの促進 等
- **ごみの分別と資源化の徹底**
 - 資源ごみの分別徹底
 - 事業者、学校、家庭、地域がともに取り組むリサイクル運動の推進（資源回収等）
 - 生ごみ等のコンポスト化の推進と堆肥の活用 等
- **省資源化の推進**
 - グリーン購入など環境に配慮した物品購入の促進
 - 廃棄までのことを考えて購入する消費者の育成 等

〔2〕水の循環利用の推進

- 水を大切にする生活スタイルを普及させるとともに、雨水の地下浸透機能・水貯留機能の維持・回復を図り適正な水循環の確保および治水に努めます。
- 雨水の有効活用など、未利用水の利用を推進し、水循環社会の構築に寄与します。

〈取組事例〉

○ 節水の推進

- ・ 水を大切にする家庭生活の啓発
- ・ 事業活動における適切な水利用の啓発 等

○ 未利用水の利用促進

- ・ 雨水タンクの設置など、雨水の有効活用を含めた水循環の構築
- ・ 雨水浸透ます、透水性舗装などの雨水浸透設備の整備 等

各主体の役割

市民・地域

- ごみの減量・リサイクルに取り組むとともに、各種啓発事業にも積極的に参加します。
- ごみの出し方のルールを守り、分別の徹底に協力します。
- 節水に配慮した生活に努め、庭の水まきや洗車などには雨水を積極的に利用します。

事業者

- ごみ減量化等の取組や地域の活動に積極的に協力します。
- 資源循環型社会を担う役割と社会的責任を認識し、ごみの減量・資源化、再生資源の活用等を実践します。
- 廃棄後の処理やリサイクルを考慮した製品の製造に努めます

行政

- 焼却施設や収集体制の計画的な整備を行い、廃棄物の適正処理体制を安定的に確保していきます。
- 市民がごみ減量・リサイクル活動に積極的に取り組めるよう啓発活動や各種事業の充実を図ります。
- 市民が水を大切にする生活スタイルを実践できるよう支援します。



4 自然とともに生活する環境づくり



自然は人とまちにうるおいと豊かさをもたらすとともに、人も自然の一部であることを認識し、人が生きるうえで重要である生物多様性に配慮したまちづくりを進めることが求められています。

丘陵地から琵琶湖までいくつもの河川が関わり、変化に富んだ自然に配慮し、環境の保全と復元に努めるとともに、市民が自然環境とふれあうための活動の推進を図り、自然とともに生活する環境をつくっていきます。

関連計画：草津市の自然と人との共生をすすめる計画

達成目標

達成目標

施 策

〔1〕 生物多様性の保全と活用

- 自然環境や農地等の保全と復元に努め、豊かな生態系や生物多様性を将来にわたって守り、持続可能な形で活用します。

〈取組事例〉

- 市民・地域・事業者ぐるみによる自然環境の保全
 - ・ 琵琶湖・河川等の水質保全と樹林地やヨシ群落・湿地の保全と活用
 - ・ 里山・ため池の維持管理・機能回復と利用の促進
 - ・ 河川を軸とした水と緑のネットワークの形成
 - ・ 自然環境保全地区や保護樹木の指定による保全と活用
 - ・ 身近な生き物・植生等の調査による状況把握と整理・活用
 - ・ 在来種の保護と外来生物対策の強化
 - ・ 河川等流域保全活動への支援
 - ・ 土地利用における自然環境の保全への配慮
 - ・ 市民・地域・事業者と連携した身近な環境保全の推進
 - ・ ILEC（公益財団法人 国際湖沼環境委員会）などの国際機関との連携 等
- 農地等における在来生態系の保全
 - ・ 援農体制づくりなどによる農地の保全
 - ・ 用排水路やあぜ道の多自然型整備の推進

〔2〕自然とふれあうための活動の推進

- 自然環境に親しむ場と機会の充実を図り、自然とふれあう活動について推進します。

〈取組事例〉

- 自然環境等に親しむ場と機会の充実
 - ・ 市民農園、体験農園など市民が“農”に親しむ機会の拡充
 - ・ 自然観察会や自然レクリエーションなどの機会の拡充
 - ・ 里山保全や河川愛護などの環境を守る実践活動の促進
 - ・ 自然に親しむマナー・ルールの啓発
 - ・ 「草津市の自然」を活用したいきもの調査の実施 等
- ビオトープの形成
 - ・ 学校などの公共公益的施設、事業所等におけるビオトープづくり 等

各主体の役割

市民・地域

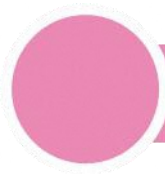
- 市民農園等を活用して、積極的に“農”に親しみます。
- 自然を守り育てる環境保全活動に参加します。
- 外来生物に対する知識を深め、在来生物をはじめとした生態系を大切にします。

事業者

- 生き物の生育環境等に配慮した敷地内緑化や地域と連携した社会貢献活動に取り組みます。

行政

- 市内の自然環境の状況を把握し、自然環境を保全するための取組を進めていきます。
- 自然環境を守る活動に関係する市民、事業者、団体等の交流の機会をつくっていきます。
- 外来生物の駆除・対策を実施するとともに、情報提供および啓発を行います。



5 健全な生活環境の保全



環境法令の規制基準の遵守状況の確認を行い、事業所等への適切な指導や啓発を通じ、環境汚染等の未然防止に努めます。

環境法令等の遵守のみならず、市民からの生活環境に関する相談を通じ、市民・事業所等が環境負荷の低減を図られるよう推進します。

達成目標

達成目標

施 策

〔1〕 環境汚染等の未然防止

- **環境法令**に基づく適切な規制・指導を行う等、発生抑制を図るとともに、速やかな対策を行い、環境の**保全**に努めます。

〈取組事例〉

- 事業所等による環境汚染の未然防止
 - ・ 環境法令に基づく工場、事業場等への規制・指導
 - ・ 事業所パトロールなどによる監視体制の強化 等
- その他の対策
 - ・ 土壌・地下水の観測体制の充実
 - ・ 広域での公害監視体制の充実
 - ・ 有害化学物質の適正管理・処理の推進 等

〔2〕 身近な生活環境の保全

- **市民のより良好な生活環境を保全するため**、市民および事業者の自主的な環境負荷低減等の取組を支援します。

〈取組事例〉

- 市民生活における**環境の保全**
 - ・ 公共下水道への未接続の早期解消
 - ・ 近隣への騒音に配慮した生活マナーの啓発
 - ・ 深夜営業店舗、飲食店への騒音の啓発
 - ・ **中高層建築物の日照や電波障害の未然の防止**
 - ・ **空き地の適正管理に関する指導** 等
- 事業活動に伴う環境負荷の低減
 - ・ 規制対象外の小規模施設の現状把握と環境負荷低減に向けた対応
 - ・ 事業者の自主的な環境負荷低減の取組への支援

- 環境マネジメントシステムの普及促進
 - 宅地開発や建築時の土地利用・建物配置などの指導
 - 工場、事業場等との環境協定の締結 等
- 自動車による環境負荷の低減
- 電気自動車等の環境に配慮した自動車利用の促進
 - 低騒音型舗装導入などの騒音防止のための環境の整備
 - 交差点改良など円滑な交通環境の整備 等
- 環境情報の共有と発信
- 公害対策に関する情報の収集と提供
 - 市民、事業者からの苦情、対策等相談窓口の整備
 - 環境調査に関する情報の発信 等

各主体の役割

市民・地域

- 生活環境の保全に自ら取り組みます。

事業者

- 自ら率先して環境汚染の未然防止に取り組みます。
- 行政と連携し新たな物質による環境リスク対策に取り組みます。
- 環境マネジメントシステムの取得に努めます。

行政

- 環境リスク対策についての情報提供や事業所の指導を強化します。
- 市内の環境について定期的な調査を継続して実施します。
- 事業所等での環境マネジメントシステムの普及に努めます。



6 うるおい豊かな快適環境づくり



公園・緑地の整備や歴史・文化資源の保全と活用および良好な景観の創出を目指し、市民・事業者と協働でまちに“うるおい”をつくっていきます。

関連計画：草津市都市計画マスタープラン、草津市緑の基本計画、草津市景観計画、草津市歴史文化基本構想 等

達成目標

達成目標

施 策

〔1〕公園・緑地の整備と景観形成の推進

- 都市公園、都市緑地の整備を進めるとともに、草津川跡地を「みどりのみち」として整備することで、うるおいと憩いの場をつくっていきます。
- 市民との協働のもとで景観の保全に努め、良好な都市景観の形成を図っていきます。

〈取組事例〉

- 公園・緑地の整備と推進
 - ・ 総合公園から街区公園まで、利用目的に応じた公園の整備
 - ・ まちなかのみどりの拠点として**出会い広場の維持と活用** 等
 - ・ 市民参加による公園づくり、みどりづくりの推進
 - ・ 公共施設での緑化、事業所や住宅の緑化推奨などによる市街地の緑化推進
 - ・ 町内会、市民団体、学校等を通じたみどりのまちづくりへの参加促進
 - ・ 緑化推進市民運動の展開 等
- 自然景観の保全
 - ・ 琵琶湖岸の風景の保全
 - ・ 広い農地と鎮守の森、集落からなる田園風景の保全 等
- 歴史景観の継承
 - ・ 草津宿の歴史文化を継承し、魅力ある歴史的町並み景観として保全・再生の推進
 - ・ 人々が暮らしの中で伝統を受け継ぐ、歴史街道景観の保全・活用の推進
 - ・ **電柱の地中化の推進** 等
- 都市景観の形成
 - ・ 駅周辺に快適で質の高い美しい都市景観の創出
 - ・ 地域の特性を生かした良好な住宅地景観の形成 等

[2] 歴史・文化資源の保全と活用

- 街道文化を始めとする歴史・文化資源を適切に保全しながら、その価値や魅力を活用します。

〈取組事例〉

- 歴史的・文化的資源の保全と活用
 - ・ 歴史的・文化的資源を活用したまちづくりによる「歴史のみち」づくり
 - ・ 歴史・文化情報の発信と市民交流・地域学習の推進
 - ・ 文化財についての調査研究と保存・継承
 - ・ 地域の人々との交流と、歴史を学び、知ることによる地域への愛着の醸成
 - ・ 遺跡発掘調査体験や遺跡見学会など、歴史に触れ、体験する機会の提供 等

[3] 身近な自然やまちの美化の推進

- 市民・地域等との協働のもとで、不法投棄と散在性ごみの防止と対策を進め、**身近な自然やまちの美化**を図っていきます。

〈取組事例〉

- 不法投棄と散在性ごみの防止と対策
 - ・ ボランティア清掃の実施および支援
 - ・ みちサポーターや河川愛護団体の活動支援
 - ・ 観光地を中心としたごみ持ち帰り運動の展開と清掃活動の実施
 - ・ ごみ不法投棄の監視体制の充実
 - ・ **河川愛護意識の向上と市民参加による水辺空間づくり** 等

各主体の役割

市民・地域

- 利用者の立場で公園整備に参加し、公園の維持管理に対して積極的に役割を果たします。
- 生活者の立場から、緑化など快適で心地よい地域の空間づくりに努めます。
- 散在性ごみの発生防止の活動など地域の環境美化に取り組みます。

事業者

- 環境に配慮した公園整備、維持管理を実践します。
- 緑化や建築等の意匠など快適で心地よいと感じる空間づくりに取り組みます。

行政

- 市民ニーズに応える公園・緑地の整備を推進します。
- 統一感とゆとりある都市景観づくりに努めます。
- 市民との協働により、公園・緑地を計画的に整備します。
- 良好な景観の創出の具体的取組となる地区計画等の制度の活用を促進します。
- 散在性ごみ等への対策のため定期的なパトロールを行い、発生防止対策や回収活動を市民・地域とともにを行います。